

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年2月17日提出
【計算期間】	第1期中（自 2022年5月20日 至 2022年11月19日）
【ファンド名】	ESG GOLD
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山崎 年喜
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目13番7号
【事務連絡者氏名】	榎原 孝一
【連絡場所】	東京都千代田区内神田一丁目13番7号
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

(1) 【投資状況】

「 E S G G O L D 」

(2022年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	14,071,804	76.18
内 日本	14,071,804	76.18
投資信託受益証券	4,041,900	21.88
内 日本	4,041,900	21.88
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	357,430	1.94
純資産総額	18,471,134	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) 「 C A M E S G 日本株マザーファンド」

(2022年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	770,041,840	99.15
内 日本	770,041,840	99.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,602,425	0.85
純資産総額	776,644,265	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2022年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期中間計算期間末日 (2022年11月19日)	19,319,694	-	1.0579	-
2022年5月末日	20,556,977	-	1.0177	-
6月末日	20,451,538	-	1.0120	-
7月末日	18,700,795	-	1.0257	-
8月末日	19,059,777	-	1.0454	-
9月末日	18,391,200	-	1.0070	-
10月末日	19,009,136	-	1.0409	-
11月末日	19,386,311	-	1.0615	-
12月末日	18,471,134	-	1.0114	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
2022年5月20日～2022年11月19日	-

【收益率の推移】

計算期間	收益率(%)
2022年5月20日～2022年11月19日	5.8

(注)「收益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

收益率は、小数第2位を四捨五入しております。

2 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)

2022年5月20日～2022年11月19日	20,262,547	2,000,000	18,262,547
------------------------	------------	-----------	------------

(注)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

3 【ファンドの経理状況】

- 1 . 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2022年5月20日から2022年11月19日まで）の中間財務諸表について、SKIP監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【 E S G G O L D 】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

第1期中間計算期間末

(2022年11月19日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン	827,475
投資信託受益証券	4,130,100
親投資信託受益証券	14,745,138
流動資産合計	<hr/> 19,702,713
資産合計	19,702,713

負債の部

流動負債

未払受託者報酬	5,318
未払委託者報酬	214,646
未払利息	2
その他未払費用	163,053
流動負債合計	<hr/> 383,019
負債合計	383,019

純資産の部

元本等

元本	18,262,547
剩余金	
中間剩余金又は中間欠損金()	1,057,147
元本等合計	<hr/> 19,319,694
純資産合計	19,319,694
負債純資産合計	19,702,713

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間

(自 2022年 5月20日)

至 2022年11月19日)

営業収益	
有価証券売買等損益	1,499,652
営業収益合計	<u>1,499,652</u>
営業費用	
支払利息	471
受託者報酬	5,318
委託者報酬	214,646
その他費用	<u>163,053</u>
営業費用合計	<u>383,488</u>
営業利益又は営業損失()	1,116,164
経常利益又は経常損失()	<u>1,116,164</u>
中間純利益又は中間純損失()	<u>1,116,164</u>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	59,764
期首剩余金又は期首次損金()	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	783
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額	783
剩余金減少額又は欠損金増加額	36
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額	36
中間剩余金又は中間欠損金()	<u>1,057,147</u>

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (2022年11月19日現在)
1. 期首元本額	20,200,000円
期中追加設定元本額	62,547円
期中一部解約元本額	2,000,000円
2. 中間計算期間末日における 受益権の総数	18,262,547口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (自 2022年 5月20日 至 2022年11月19日)
その他費用の内訳	監査費用163,053 円あります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期中間計算期間 (2022年11月19日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0579円 (10,579円)

(参考情報)

当ファンドは、「CAM ESG日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

CAM ESG日本株マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	2022年11月19日現在
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,031,776
株式	929,782,700
未収配当金	9,534,850
流動資産合計	945,349,326
資産合計	945,349,326
負債の部	
流動負債	
未払利息	15
流動負債合計	15
負債合計	15
純資産の部	
元本等	
元本	568,003,852
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金()	377,345,459
元本等合計	945,349,311
純資産合計	945,349,311
負債純資産合計	945,349,326

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2022年11月19日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,133,729,229円
同期中における追加設定元本額	10,494,512円
同期中における一部解約元本額	576,219,889円
同中間期末における元本の内訳	
ファンド名	
C A M E S G 日本株ファンド	559,144,188円
E S G G O L D	8,859,664円
計	568,003,852円
2. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	568,003,852口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年11月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2022年11月19日現在
本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間 末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6643円 (16,643円)

4 【委託会社等の概況】（2022年12月末現在）

（1）【資本金の額】

資本金の額

280百万円

会社が発行可能な株式総数

40,000株

発行済株式総数

8,595株

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

2022年12月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	12本	58,860百万円

（親投資信託を除く）

（3）【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

5 【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2) 財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受け、また、中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、SKIP監査法人による監査を受けております。
なお、監査法人五大は、2022年8月1日付でSKIP監査法人と合併しております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			218,671		395,158
2 未収委託者報酬			94,381		140,983
3 未収運用受託報酬			2,319		21,238
4 未収収益			-		222
5 関係会社短期貸付金			-		60,000
6 立替金			3,899		4,660
7 前払費用			3,326		2,762
8 その他			15		639
流動資産合計			322,614		625,665
固定資産					
1 有形固定資産	1		3,549		1,249
(1) 器具備品		1,833		469	
(2) リース資産		1,716		780	
2 無形固定資産			552		52
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウエア		500		-	
3 投資その他の資産			961		999
(1) 投資有価証券		941		979	
(2) その他		20		20	
固定資産合計			5,063		2,301
資産合計			327,678		627,966

区分	注記番号	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金		12,276		55,675	
2 未払代行手数料		43,984		64,369	
3 未払費用		12,577		37,015	
4 未払法人税等		2,973		14,991	
5 未払消費税等		12,196		22,860	
6 賞与引当金		1,900		10,374	
7 預り金		2,744		2,933	
8 リース債務		1,045		891	
9 その他		1,251		1,251	
流動負債合計		90,948		210,362	
固定負債					
1 長期末払金		513		1,418	
2 退職給付引当金		8,659		10,832	
3 リース債務		891		-	
固定負債合計		10,064		12,250	
負債合計		101,013		222,612	
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		280,000		280,000	
2 資本剰余金		2,385		2,385	
(1) 資本準備金		2,385		2,385	
3 利益剰余金		56,661		121,988	
(1) 利益準備金		1,653		1,653	
(2) その他利益剰余金		58,315		120,334	
繰越利益剰余金					
株主資本合計		225,723		404,374	
評価・換算差額等		941		979	
1 その他有価証券評価差額金		941		979	
評価・換算差額等合計		226,664		405,353	
純資産合計		327,678		627,966	
負債及び純資産合計					

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益			
1 委託者報酬		636,028	1,097,497
2 運用受託報酬		31,246	172,944
営業収益合計		667,274	1,270,442
営業費用			
1 支払手数料		304,591	509,984
2 広告宣伝費		472	439
3 調査費		37,764	78,495
4 委託計算費		25,434	27,309
5 営業雑経費		8,579	8,787
(1) 通信費		967	1,002
(2) 協会費		1,324	1,271
(3) 印刷費		6,287	6,513
営業費用合計		376,842	625,016
一般管理費			
1 給料		188,396	233,019
(1) 役員報酬		43,417	52,700
(2) 給料・手当		114,954	130,609
(3) 賞与		-	7,294
(4) 賞与引当金繰入額		1,900	10,374
(5) 退職給付費用		6,008	4,956
(6) 法定福利費		22,115	27,086
2 旅費交通費		581	1,172
3 租税公課		5,587	8,826
4 不動産賃借料		16,103	16,472
5 減価償却費		3,756	3,056
6 業務委託費		45,519	126,465
7 その他一般管理費		22,209	22,820
一般管理費合計		282,155	411,833
営業利益		8,276	233,592
営業外収益			
1 受取利息		1	1,653
2 受取配当金		-	1
3 為替差益		-	1,255
4 雜収入		2,496	634
営業外収益合計		2,497	3,544
営業外費用			
1 支払利息		62	36
2 為替差損		80	-
営業外費用合計		142	36
経常利益		10,631	237,100

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
特別損失			-		19
1 固定資産除却損	2		-		19
特別損失合計		10,631		237,081	
税引前当期純利益		5,391		58,430	
法人税、住民税及び事業税		5,239		178,650	
当期純利益					

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・ 換算差額等	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金			
当期首残高	280,000	2,385	1,653	63,555	220,484	-	
当期変動額							
当期純利益				5,239	5,239		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						941	
当期変動額合計	-	-	-	5,239	5,239	941	
当期末残高	280,000	2,385	1,653	58,315	225,723	941	

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・ 換算差額等	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金			
当期首残高	280,000	2,385	1,653	58,315	225,723	941	
当期変動額							
当期純利益				178,650	178,650		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						38	
当期変動額合計	-	-	-	178,650	178,650	38	
当期末残高	280,000	2,385	1,653	120,334	404,374	979	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。</p>
4 収益および費用の計上基準	<p>「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識関係）の注記に記載のとおりです。</p>
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> <p>(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p> <p>なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度をする場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を適用する予定であります。</p>

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この適用の結果、利益剰余金の当期首残高への影響はなく、また、当財務諸表における主要な科目及び1株当たり情報に対する影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1. 有形固定資産の減価償却累計額
器具備品 9,024千円	器具備品 8,043千円
リース資産 2,964千円	リース資産 3,900千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれてあります。 業務委託費 33,460千円	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれてあります。 業務委託費 32,760千円
	2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 19千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,595	-	-	8,595
合計	8,595	-	-	8,595

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,595	-	-	8,595
合計	8,595	-	-	8,595

2. 配当に関する事項

(1) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	103,140	利益剰余金	12,000	2022年 3月31日	2022年 6月29日

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファインス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

通話録音装置付電話機一式であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはありませんと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。

資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	218,671	218,671	-
(2) 未収委託者報酬	94,381	94,381	-
(3) 未収運用受託報酬	2,319	2,319	-
(4) 立替金	3,899	3,899	-
(5) 投資有価証券	941	941	-
資産計	320,213	320,213	-
(1) 未払金	12,276	12,276	-
(2) 未払代行手数料	43,984	43,984	-
(3) 未払費用	12,577	12,577	-
(4) 未払法人税等	2,973	2,973	-
(5) 未払消費税等	12,196	12,196	-
(6) 預り金	2,744	2,744	-
(7) リース債務	1,937	1,936	0
負債計	88,688	88,688	0

当事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	979	979	-
資産計	979	979	-

（注1）当事業年度

以下の項目については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収収益」「短期貸付金」「立替金」「未払金」「未払代行手数料」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」「リース債務」

（注2）長期未払金（貸借対照表計上額 前事業年度513千円、当事業年度1,418千円）については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	218,671	-	-	-
未収委託者報酬	94,381	-	-	-
未収運用受託報酬	2,319	-	-	-
立替金	3,899	-	-	-
合計	319,272	-	-	-

当事業年度（2022年3月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	395,158	-	-	-
未収委託者報酬	140,983	-	-	-
未収運用受託報酬	21,238	-	-	-
未収収益	222	-	-	-
短期貸付金	60,000	-	-	-
立替金	4,660	-	-	-
合計	622,262	-	-	-

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年3月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,045	891	-	-	-	-
合計	1,045	891	-	-	-	-

当事業年度（2022年3月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	891	-	-	-	-	-
合計	891	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該価格の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

株式（会社型投資信託）については、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、注記をしておりません。なお、当該株式（会社型投資信託）は、取引金融機関から提示された価格で評価しており、貸借対照表計上額は979千円であります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当ありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	941	0	941
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	941	0	941
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
計		941	0	941

当事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	979	0	979
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	979	0	979
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
計		979	0	979

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	千円 6,045	千円 8,659
退職給付費用	6,008	4,956
退職給付の支払額	3,394	2,784
退職給付引当金の期末残高	8,659	10,832

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	千円 8,659	千円 10,832
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,659	10,832
退職給付引当金	8,659	10,832
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,659	10,832

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	千円 6,008	千円 4,956

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払事業税	692	未払事業税	3,198
退職給付引当金	2,712	退職給付引当金	3,316
賞与引当金	581	賞与引当金	3,176
投資有価証券減損損失	3,138	投資有価証券減損損失	3,138
繰越欠損金（注1）	139,827	繰越欠損金（注1）	120,510
その他	859	その他	994
繰延税金資産小計	147,811	繰延税金資産小計	134,335
税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当額（注1）	139,827	税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当額（注1）	120,510
将来減算一時差異の合計に 係る評価性引当額	7,984	将来減算一時差異の合計に 係る評価性引当額	13,825
評価性引当額小計	147,811	評価性引当額小計	134,335
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年3月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	-	-	139,827	139,827
評価性引当額	-	-	-	-	-	139,827	139,827
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年3月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	-	-	120,510	120,510
評価性引当額	-	-	-	-	-	120,510	120,510
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.43%
住民税均等割	2.72%
評価性引当額の増減	11.07%
その他	<u>0.13%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>50.71%</u>
法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%
住民税均等割	0.12%
評価性引当額の増減	6.64%
その他	<u>0.14%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>24.64%</u>

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用サービスを提供し、委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

1. 収益を分解した情報

(単位：千円)

主要な投資運用サービス	報酬合計	(うち成功報酬)
投資信託（委託者報酬）	1,097,497	(325,099)
投資一任契約（運用受託報酬）	172,944	(113,348)
合計	1,270,442	(438,447)

2. 収益を理解するための基礎となる情報

委託者報酬

主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことあります。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

主な履行義務は、対象顧客との投資一任契約に基づき、資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行います。

運用受託報酬は、当該投資一任契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合もしくは月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次もしくは年2回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となるファンドの特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	107,659	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	434,751	投資運用業

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	466,824	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	403,729	投資運用業
世界ツーリズム株式ファンド	158,621	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス株	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	業務委託	業務委託費の支払(注5)	33,460	-	-

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス株	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	業務委託	業務委託費の支払(注5)	32,760	-	-
							資金の貸付(注4)	120,000	短期貸付金	60,000
						資金融資	利息の受取(注4)	1,428	未収利息	222

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	キャピタル・パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品取扱会社	-	業務委託	証券代行手数料の支払(注1)	29,623	未払代行手数料	2,997
							調査業務受託収入(注2)	2,472	-	-
							建物の賃借(注3)	16,103	-	-

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	キャピタル・パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品取扱会社	-	業務委託	証券代行手数料の支払(注1)	125,694	未払代行手数料	4,560
							業務委託費の支払(注5)	81,274	-	-
							調査業務受託収入(注2)	610	-	-
同一の親会社を持つ会社	キャピタル エイジア インバストメント株	東京都 千代田区	40	投資銀行・情報サービス会社	-	業務委託	建物の賃借(注3)	16,472	-	-
							調査業務委託支払(注5)	9,000	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。
- (注2) 提供する業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。
- (注3) 使用面積割合等に基き、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注5) 提供を受ける業務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益金額	26,371円72銭 609円61銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	47,161円57銭 20,785円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注1）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

項目	前事業年度 2021年3月31日	当事業年度 2022年3月31日
純資産の部の合計額	226,664	405,353
純資産の部の合計額から控除する金額	-	-
普通株式に係る純資産額	226,664	405,353
1株当たり純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,595	8,595

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益金額	5,239	178,650
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益金額	5,239	178,650
普通株式の期中平均株式数(株)	8,595	8,595

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2022年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金		314,323	
2 未収委託者報酬		157,570	
3 未収運用受託報酬		2,897	
4 未収収益		230	
5 短期貸付金		60,000	
6 立替金		3,391	
7 前払費用		4,239	
8 その他		29	
流動資産合計		542,683	
固定資産			
1 有形固定資産	1	1,068	
(1) 器具備品		756	
(2) リース資産		312	
2 無形固定資産		52	
電話加入権		52	
3 投資その他の資産		10,082	
(1) 投資有価証券		865	
(2) 保証金		20	
(3) 繰延税金資産		9,197	
固定資産合計		11,203	
資産合計		553,887	

		当中間会計期間 (2022年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1 未払金		12,040	
2 未払代行手数料		71,889	
3 未払費用		28,395	
4 未払法人税等		25,592	
5 賞与引当金		11,688	
6 預り金		2,882	
7 リース債務		358	
8 その他		14,630	
流動負債合計	2	167,478	
固定負債			
1 長期末払金		904	
2 退職給付引当金		9,078	
固定負債合計		9,982	
負債合計		177,460	
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		280,000	
2 資本剰余金		2,385	
(1) 資本準備金	2,385		
3 利益剰余金		93,175	
(1) 利益準備金	11,967		
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	81,207		
株主資本合計		375,561	
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金		865	
評価・換算差額等合計		865	
純資産合計		376,426	
負債及び純資産合計		553,887	

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2022年4月 1 日 至 2022年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業収益		
1 委託者報酬		565,536
2 運用受託報酬		30,081
営業収益合計		595,618
営業費用		
1 支払手数料		234,721
2 広告宣伝費		462
3 調査費		53,718
4 委託計算費		14,518
5 営業雑経費		4,468
(1) 通信費		465
(2) 協会費		672
(3) 印刷費		3,329
営業費用合計		307,889
一般管理費		
1 給料		114,442
(1) 役員報酬		21,750
(2) 給料・手当		64,634
(3) 賞与引当金繰入		11,688
(4) 退職給付費用		2,550
(5) 法定福利費		13,819
2 旅費交通費		825
3 租税公課		4,016
4 不動産賃借料		8,005
5 減価償却費		767
6 業務委託費		59,245
7 その他一般管理費		13,249
一般管理費合計		200,553
営業利益		87,176

		当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取利息		712	
2 為替差益		3,579	
3 雜収入		22	
営業外収益合計		4,313	
営業外費用			
1 支払利息		8	
営業外費用合計		8	
経常利益		91,481	
税引前中間純利益		91,481	
法人税、住民税及び事業税		26,352	
法人税等調整額		9,197	
中間純利益		74,326	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>市場価格のない株式等以外のもの</p> <p>時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>市場価格のない株式等</p> <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>器具備品 4年～5年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。</p>
4 収益および費用の計上基準	<p>「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2021年3月26日）を適用しております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識関係）の注記に記載のとおりです。</p>
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式によっております。</p> <p>(2) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用</p> <p>当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。</p>

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、これによる当中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2022年9月30日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
器具備品	8,342千円
リース資産	4,368千円
2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1. 減価償却費の内容は次の通りであります。 有形固定資産減価償却費額	767千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファインス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

通話録音装置付電話機一式であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当中間会計期間(2022年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	865	865	
資産計	865	865	

(注1)以下の項目については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収収益」「短期貸付金」「立替金」

「未払金」「未払代行手数料」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」「リース債務」

(注2)長期末払金(中間貸借対照表計上額904千円)については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該価格の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類おります。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間(2022年9月30日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	865	-	865
資産計	-	865	-	865

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券の株式(会社型投資信託)は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当ありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

当中間会計期間(2022年9月30日)

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	865	0	865
	小計	865	0	865
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	小計			
合計		865	0	865

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用サービスを提供し、委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

1. 収益を分解した情報

(単位：千円)

主要な投資運用サービス	報酬合計	(うち成功報酬)
投資信託（委託者報酬）	565,536	(132,137)
投資一任契約（運用受託報酬）	30,081	(-)
合計	595,618	(132,137)

2. 収益を理解するための基礎となる情報

委託者報酬

主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことあります。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

主な履行義務は、対象顧客との投資一任契約に基づき、資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことあります。

運用受託報酬は、当該投資一任契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合もしくは月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次もしくは年2回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となるファンドの特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至2022年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	196,806	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	205,018	投資運用業
世界ツーリズム株式ファンド	114,263	投資運用業

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)
1 株当たり純資産額	43,795円98銭
1 株当たり中間純利益金額	8,647円66銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位 : 千円)

項目	当中間会計期間 (2022年 9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	376,426
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	376,426
普通株式の中間会計期間末株式数(株)	8,595

(注2) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位 : 千円)

項目	当中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)
中間純利益(千円)	74,326
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益(千円)	74,326
普通株式の期中平均株式数(株)	8,595

独立監査人の監査報告書

2022年6月20日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人五大 東京都中央区

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月15日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

S K I P 監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

指定社員 公認会計士 葛西 晋哉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年2月3日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

S K I P 監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている E S G G O L D の2022年5月20日から2022年11月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、E S G G O L D の2022年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年5月20日から2022年11月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。